

# 加古川市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

平成30年3月30日

福祉部長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項を定めることにより、効果的かつ効率的な検査の実施を目的とする。

## (検査の対象者)

第2条 検査の対象は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が市内に所在する介護サービス事業者とする。

## (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

### (1) 一般検査

業務管理体制の整備及びその運用状況を確認するため、定期的な、書面の方法（書面検査）又は立入りの方法（立入検査）により行うもの

### (2) 特別検査

指定を受けている事業所の指定の効力停止処分又は取消処分相当事案が発生した場合に介護サービス事業者の組織的関与の有無等を検証するため、立入りの方法（立入検査）により行うもの

## (検査通知等)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法は、次のとおりとする。

### (1) 検査通知

検査を行うにあたっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、あら

かじめ必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、立入検査を行う場合において、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者の実態把握をすることができないと認められる場合は、立入検査時に、文書により通知するものとする。

## (2) 検査結果の通知

検査の結果、次条に規定する勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項について、文書によりその旨を通知するものとする。

## (3) 報告書の提出

前号に規定する通知を行ったときは、当該通知した事項の改善状況について、文書により改善報告を求めるものとする。

## (行政上の措置)

第5条 検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の行政上の措置をとるものとする。

### (1) 勧告

法第115条の32第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って、業務管理体制が整備されていないことが認められた場合は、当該介護サービス事業者に対して、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。また、この勧告を受けた介護サービス事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (2) 命令

前号の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該介護サービス事業者に対して、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。その場合においては、その旨を公示しなければならない。

2 前項の行政上の措置に係る対応について、介護サービス事業者に対して、前項の行政上の措置に係る対応を文書により報告を求めるものとする。

3 第1項第2号の命令をしようとする場合は、当該介護サービス事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、弁明の

機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、これらの規定は適用しない。

(委任)

第6条 この要綱に定める場合のほか、介護サービス事業者の業務管理体制確認検査に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。